

資料

一九九四年マレーシア家庭内暴力法〔邦訳〕

太田達也

一九九四年家庭内暴力法（法律第五二二号）

一九九四年七月七日公布

一九九六年六月一日施行

家庭内暴力の状況における法的保護及びそれに付随する事項について規定する法律

召集された議会における上院 (Dewan Negara) 及び下院 (Dewan Rakyat) の助言と承認を得て、国王陛下 (the Seri Paduka Baginda Yang di-Pertuan Agong) 及びその権限によって、以下のように制定する。

第一章 総則

第一条【略称、適用及び施行】① この法律は、一九九四

年家庭内暴力法 (Domestic Violence Act 1994) として引用することができ、大臣が官報における公示によって定めることのできる日に施行するものとする。

② この法律は、マレーシア内のすべての者に適用する。
第二条【定義】 この法律において、別段の定めのない限り、

「代替居住」 (alternative residence) とは、家庭内暴力の結果として、被害者が探し、又は移らなければならない、又はそうしなければならない家屋又は宿泊施設をいう。

「子」 (child) とは、事件に応じ、犯罪者の家族又は犯罪者の配偶者若しくは元配偶者の家族の構成員として生活している一八歳未満の者をいう。

「裁判所」 (court) とは、

(a) 家庭内暴力の主張 (allegations) を伴う刑事手続に関しては、被告発人が告発されている当の犯罪を審理する権限を有する裁判所

(b) 第一〇条における損害賠償を求める民事手続に関しては、不法行為による当該訴えを審理する権限を有する裁判所をいう。

「家庭内暴力」とは、次に掲げる行為のいずれかが、

- (a) 故意に、若しくはそれと知りつつ、被害者に身体的傷害の恐れを抱かせ、若しくは抱かせようとすること
- (b) 身体的傷害に至るであろうことを知り、若しくは知るべきであった行為により被害者に身体的傷害を生じさせること
- (c) 暴行若しくは脅迫により、性的なものの否かにかかわらず、被害者が拒否する権利を有する行動若しくは行為をするよう被害者に強要すること
- (d) 被害者の意思に反して被害者を監禁し、若しくは拘禁すること、又は、
- (e) 被害者に苦痛若しくは怒りを生じさせる意図で、若しくは生じさせるであろうことを知りつつ、財産

を損壊し、破壊し、若しくは損害を生じさせること
次の者に対し、ある者によって行われることをいう。

- (i) その者の配偶者
- (ii) その者の元配偶者
- (iii) 子
- (iv) 無能力の成人、又は
- (v) その他の家族構成員

「執行官」(enforcement officer) とは、警察職員又は社会福祉省の福祉職員をいう。

「無能力の成人」(incapacitated adult) とは、身体的若しくは精神的障害、疾病 (ill-health) 又は高齢の理由により、完全に若しくは部分的に能力を喪失し、又は耗弱状態にある者で、犯罪者の家族構成員として生活している者をいう。

「大臣」(Minister) とは、社会福祉に対し責任を負う大臣をいう。

「その他の家族構成員」(other member of the family) とは、

- (a) 犯罪者の
 - (i) 成人の男子若しくは女子の子、若しくは
 - (ii) 父若しくは母

又は、

- (b) 裁判所の見解により、当該家族の環境では家族構成員と見なされるべき、犯罪者の
- (i) 兄弟若しくは姉妹、若しくは
- (ii) その他の親族
- をいう。

「被保護者」(protected person)とは、保護命令の下で保護されている者をいう。

「保護命令」(protection order)とは、第二章において発せられる命令をいう。

「親族」(relative)とは、全血若しくは半血、又は婚姻若しくは事実上の養子縁組を含む養子縁組を通じて関係のある者をいう。

「避難場所」(safe place)又は「シェルター」(shelter)とは、社会福祉省若しくはこの法律の目的のため大臣によって認可されたその他の機関若しくは慈善団体によって管理され、若しくは運営されている家若しくは施設、又は占有者が被害者を一時的に受け入れる意思のあるその他の適当な場所をいう。

「共用住居」(shared residence)とは、当事者が、同じ世帯の構成員として共に生活している、又は生活して

いた家屋をいう。

「配偶者」(spouse)は、事実上の配偶者、即ち、儀式が婚姻の挙式及び登録に関する制定法の下では登録されておらず、又は登録され得ないにもかかわらず、関係当事者の宗教又は習慣によれば婚姻の儀式と見なされる形態の儀式を済ませた者を含む。

「被害者」(victim)とは、家庭内暴力の被害者をいう。

第三条【刑法典⁽¹⁾と共に読むべきこの法律】この法律の規定は、刑法典の規定と共にこれを読むものとする。

第二章 保護命令

第四条【仮の保護命令】① 裁判所は、家庭内暴力を伴う犯罪の実行に関する捜査の継続中、命令を受けた者が、事件に応じ、命令中に指定されたその者の配偶者、元配偶者、子、無能力の成人又はその他の家族構成員に対し家庭内暴力を行使することを禁止する仮の保護命令(interim protection order)を発することができる。

② 仮の保護命令は、捜査の完了をもって効力を失う。

第五条【保護命令】① 裁判所は、家庭内暴力の告訴⁽²⁾を伴う手続において、次に掲げる保護命令の一つ又は複数を発することができる。

(a) 命令を受けた者が告訴人に対して家庭内暴力を行使することを制限する保護命令

(b) 命令を受けた者が子に対して家庭内暴力を行使することを制限する保護命令

(c) 命令を受けた者が無能力の成人に対して家庭内暴力を行使することを制限する保護命令

② 裁判所は、第一項第 a 号、第 b 号又は第 c 号における保護命令を行うにあたり、命令を受けた者が一人又は複数の人の被保護者に対して暴力を振るうようその他の者を教唆してはならないとの条項を含めることができる。

第六条【保護命令に含めることのできる命令】① 第五条

において発せられた保護命令は、裁判所が、蓋然性の比較衡量に基づいて、告訴人、子又は無能力の成人の保護及び身体の安全のために必要であると判断した場合、事件に応じ、次に掲げる命令の一つ又は複数を定めることができる。

(a) 第四項を前提として、共用住居を命令を受けた者が単独で所有若しくは賃借しているか、又は当事者が共同で所有若しくは賃借しているかにかかわらず、命令を受けた者を共用住居又はその特定の区画から退去させることにより、共用住居又は共用住居の特定の区画

の排他的占有権を被保護者に認めること

(b) 命令を受けた者が、被保護者の居住場所、共用住居若しくは代替用住居に入ること、事件に応じ、被保護者の職場、学校若しくはその他の施設に入ること、又は執行官若しくは命令中に指定若しくは記載されたその他の者の立会いによらないで被保護者と個人的に接触することを禁止又は制限すること

(c) 一人又は複数人の被保護者の個人的な所持品を取りに行く目的で、執行官付き添いの下、被保護者が共用住居に入り、又は命令を受けた者の住居に入ることと認めるよう命令を受けた者に求めること

(d) 被保護者と書面又は電話で連絡を取らないよう命令を受けた者に求め、そうした連絡が許される一定の環境を指定すること

(e) 一人又は複数人の被保護者が以前通常に使用していた車輛を被保護者が継続して使用することを認めるよう命令を受けた者に求めること

(f) 前号までのいずれかにおいてなされた命令の適切な執行のために必要で、且つ付随した指示を与えること命令は、当該命令の執行開始日から一二月を超えない範囲で保護命令中に指定することのできる期間、効力を有

する。

② 第一項における命令の一つ又は複数は、

(a) 保護命令に違反した場合、第九条に従い、これを行い、若しくは新たに行うことができ、又は、

(b) 裁判所が、現実の命令違反はなくとも、延長が一人又は複数人の被保護者の保護及び身体の安全のために必要であると判断した場合、先の命令の失効日から一二月を超えない範囲で、さらに期間を延長することができる。但し、本号における命令の延長は、複数回これを行わないものとする。

③ 命令を受けた者による、共用住居を占有し、又は代替用住居に入る権利の行使が第一項第a号又は第b号における命令を理由として留保、制約、禁止又は制限される場合を除き、当該命令は、命令を受けた者又はその他の者が当該家屋に有する如何なる権原又は利益 (title and interest) にも影響を及ぼさないものとする。

④ 裁判所は、命令を受けた者が単独又は共同で所有又は賃借する共用住居の全体からこの者を退去させる命令を行わないものとする。但し、当面の間、被保護者の身体の安全を確保する方法が他にないと判断した場合は、この限りでない。当該命令が行われた場合、共用住居を命

令を受けた者が単独で所有又は賃借している場合には、次に掲げることを行うものとし、共用住居を当事者が共同で所有又は賃借している場合には、次に掲げることを行うことができる。

(a) 一人若しくは複数人の被保護者のための適当な代替用住居が見つかった場合、当該命令を取り消すこと、又は、

(b) 一人若しくは複数人の被保護者の身体の安全を確保するために最早必要でないと裁判所が判断した場合、当該命令を取り消し、若しくは修正すること

⑤ 第四項第b号において「修正する」とは、命令を受けた者を共用住居の全体から退去させる命令を、命令中に指定された共用住居の区画からその者を退去させる命令に修正することをいう。

第七条【逮捕権限】① 裁判所は、保護命令又は仮の保護命令を受けた者が一人又は複数人の被保護者に対し身体的傷害を現実に生じさせる虞があると判断した場合、事件に応じ、逮捕権限を当該保護命令又は仮の保護命令に付加することができる。

② 逮捕権限が第一項の理由により付加された場合、警察職員は、命令を受けた者の暴力行使、又は、事件に応じ、

命令において禁止されている場所への侵入を根拠として、第四条第一項若しくは第五条第一項において発せられた命令又は第六条第一項第a号若しくは第b号に該当する保護命令に含まれる命令に違反していると信ずる合理的な理由 (reasonable cause) があるとき、その者を令状なしで逮捕することができる。

③ 逮捕権限が保護命令又は仮の保護命令に付加され、命令を受けた者が第二項において逮捕された場合、

(a) その者は、逮捕から二四時間以内に裁判官の前へこれを引致するものとし、

(b) その者は、裁判官の指示による場合を除き、当該期間、これを釈放しないものとする。

但し、本条は、当該期間経過後の本項における拘束の継続を認めるものではない。

④ 本条において、「裁判官」は、マジストレイトを含む。

第八条【保護命令違反】① 保護命令又はそれに付随した条項に故意に違反した者は、犯罪としての責めを負うものとし、有罪の場合、二、〇〇〇リンギット以下の罰金若しくは六月以下の拘禁刑又はその併科に処する。

② 被保護者に対し暴力を行使して保護命令に故意に違反した者は、有罪の場合、四、〇〇〇リンギット以下の罰

金若しくは一年以下の拘禁刑又はその併科に処する。

③ 第二項の保護命令に対する再度又はそれ以降の違反によつて有罪となつた者は、七十二時間以上二年以下の拘禁刑を科し、且つ、五、〇〇〇リンギット以下の罰金に処する。

④ 本条の目的のため、「保護命令」は、仮の保護命令を含む。

第九条【保護命令違反に対する命令又は再命令】 命令を受けていた者が保護命令に違反した場合、裁判所は、第八条に規定されている刑罰に加え、事件に応じ、第六条第一項における命令の一つ又は複数を言い、又は新たに行うことができ、当該新規の命令に指定されている日からその執行を開始する。

第三章 損害賠償及びカウンセリング

第一〇条【損害賠償】① 家庭内暴力の被害者が、家庭内暴力の結果として、身体的傷害、財産に対する損害又は経済的損失を被つた場合、損害賠償の訴えを審理する裁判所は、正当且つ合理的と思われる傷害、損害又は損失に関する損害賠償の裁定を行うことができる。

② 当該損害賠償の訴えを審理する裁判所は、次に掲げる

事項を考慮に入れることができる。

(a) 被害者の苦痛及び苦しみ、並びに、被った身体的又は精神的傷害の性質及び範囲

(b) 当該傷害に対する治療費

(c) そこから生じた所得の逸失分

(d) 奪われ、破壊され、又は損害を受けた財産の額又は価値

(e) 被害者が家庭内暴力を理由として被告と別居し、又は別居することを強いられているとき、被害者が被り、又は被害者の代わりに被った必要且つ合理的な費用で、次に掲げるものを含む

(i) 避難場所又はシェルターに支払われるべき宿泊費

(ii) 交通費及び転居費用

(iii) 第三項を前提として、事件に応じ、裁判所が正当且つ合理的な必要性があると判断した期間の、共用住居又は代替用住居についての住宅ローン支出、賃貸料支出又はその一部を表す額を含む、独立した世帯を構えるのに必要な費用

③ 裁判所は、第二項第 e 号 iii) において考慮に入れることができる必要且つ合理的な費用を判断するにあたり、次に掲げる事項をも考慮に入れることができる。

(a) 被害者及び被告の経済的事情

(b) 当事者間に存する関係、及び被告に当該支出をし、又はそれに寄与することを求めることの合理性

(c) 当事者間に取られるその他の手続の可能性並びに配偶者又は元配偶者及びその他の被扶養者の給付に関する関連法令においてより適切に処理される事項

第一条【カウンセリング等】 ① 裁判所は、保護命令の請求がなされている手続において、保護命令の発付に代え、又はこれに加え、次に掲げる命令の一つ又は両方を行うことができる。

(a) 関係当事者を調停機関 (conciliatory body) へ送ること

(b) 紛争の一人又は複数人の当事者を、リハビリ療法、心理療法又はその他の適切な和解的カウンセリングへ送ること

② 第一〇条における損害賠償の訴えを審理する裁判所は、第一項第 a 号又は第 b 号における命令の一つ又は両方を行うこともできる。

③ 裁判所は、第一項における命令を行うことに関連した問題を考慮するとき、実務上可能な場合はいつでも、社会福祉職員又はその他の訓練され若しくは経験を有する

者の助言を受けることができる。

④ 本条において、「調停機関」は、社会福祉省の下に設置されたカウンセリング・サービスを提供する機関を含み、当事者がムスリムの場合は、関係するイスラム宗教省 (Islamic Religious Affairs Department) の下に設置されたものも含む。

第四章 保護命令に関する手続

第十二条【仮の保護命令を請求することができるとき】
仮の保護命令は、家庭内暴力を伴う犯罪の実行に関する通報後の警察による捜査の継続中、これを請求することができる。

第十三条【保護命令を請求することができるとき】 保護命令は、被告発人が「家庭内暴力」の定義に該当する状況の下で行われた犯罪について告発されている刑法典、下での刑事手続の間、これを請求することができる。
(a) 被告発人の保釈の条件として、若しくは手続の他のあらゆる段階において、又は、
(b) 刑事訴訟法典第二六〇条における犯罪の私和において

第十四条【告訴の提起】 この法律による告訴は、次の地

でこれを提起することができ、
(a) 告訴人が居住している地
(b) 犯罪者が居住している地
(c) 告発されている暴力が発生した地、又は
(d) 被害者が一時的に所在する地
裁判所は、実務上可能な限り迅速にこれを審理するものとする。

第十五条【子又は無能力の成人に代わる告訴】 告訴を提起することができない子又は無能力の成人の場合、当該告訴は、保護者、親族、当該子若しくは無能力の成人の監護に責任を有する者、又は、事件に応じ、執行官が、これを提起することができる。

第十六条【告訴及び命令の記録】 裁判所の記録部は、この法律により提起されたすべての告訴並びにこの法律において裁判所により発せられたすべての保護命令及び仮の保護命令の記録を保管するものとする。記録は、次の事項を含むものとする。
(a) 当事者の氏名、性別及び関係
(b) 武器が介在しているかどうか、又は身体的傷害に至ったかどうか、及び被った傷害に医学的治療が必要かどうかなど、主張されている家庭内暴力

(c) 発せられた各命令の発効日及び期間

第一七条【保護命令の送達証明】 保護命令又は仮の保護命令の発付から二四時間以内に、事件に応じ、命令を発した裁判所の補助裁判官 (Registrar) は、犯罪者が居住する地の警察の担当職員に命令の謄本を送達するものとする。当該警察職員は、送達から七日以内に、裁判所の補助裁判官に送達証明を提出するものとする。

第五章 雑 則

第一八条【家庭内暴力を伴う犯罪の通報】① 家庭内暴力を伴う犯罪が行われ、又は行われていたと信ずる根拠を有する者は、執行官に、その件に関する通報を行うことができる。

② 善意 (in good faith) で当該通報を行った者は、名誉毀損又は当該通報を行ったことに対するその他の責任を負うことがないものとする。

第一九条【執行官の職務】① 執行官の職務は、次に掲げるものを含む。

- (a) 家庭内暴力の被害者が家庭内暴力に関する告訴を提起するのを支援すること
- (b) 交通手段が必要な場合、被害者が代替用住居、避難

場所又はシェルターに行く交通手段を提供又は手配すること

(c) 治療が必要な場合、傷の治療のため被害者が最寄りの病院又は医療施設に行く交通手段を提供又は手配すること

(d) 家庭内暴力から保護を受ける権利について被害者に説明すること

(e) 被害者の住居又は以前の住居に個人的な所持品を取りに行く被害者に付き添うこと

② 警察官たる執行官は、さらに次の職務をも有するものとする。

(a) この法律又はその他の制定法における逮捕権限を行使すること

(b) 裁判所が第六条第一項第a号の命令を発した場合、共用住居から退去させられる者を立ち退かせ、又は立ち退きを監視すること

第二〇条【規則】① 大臣は、この法律の規定を施行するため、規則を制定することができる。

② 第一項の普遍性を損なうことなく、当該規則は次に掲げる事項を定めることができる。

(a) この法律によりなされた事項に関する裁判所の登録

簿又は記録の保管

- (b) 通報、報告、告訴、命令又はこの法律により必要とされるその他の文書の所定の形式
- (c) 第b号にいう文書の提出に関する手続
- (d) 第b号にいう文書の認証謄本の検索の実施及び提供
- (e) この法律のために課される費用の設定
- (f) この法律において規定することが求められ、又は認められているその他の事項

〔訳者注〕

本法の訳出中、同法の邦訳である以下の資料に接した。併せて参照されたい。WIEの会訳「(資料) マレーシアのドメスティック・バイオレンス法」『あすばるブックレット② 女性暴行から自由か』(一九九八)一八頁以下。

(1) 本法制定後の一九九七年、刑法典は法律五七四号として改正されている。

(2) 本法で用いられている complaint は、通常通り、「告訴」と訳出した。なお、刑事訴訟法上の complaint の定義が、マレーシア刑事訴訟法第二条にある。本法にいう保護命令は、刑事訴追が提起されていることが条件であるから(第一三条)、被害者は告訴を行うと同時に、保護命令を請求することになる。この場合、complaint の文言が用い

られているのも、そうした制度的背景があるからであろう。

(3) information は、ここでは「通報」と訳した。なお、マレーシア刑事訴訟法第一〇七条参照。

(4) マレーシアでは、一定の犯罪が私和罪(compoundable offence)として規定され、加害者と被害者などの間で和解することが制度として認められている。太田達也「アジアの被害者学序論」被害者学研究五号(一九九五)一七頁以下参照。但し、この私和という訳が適当かどうかについては、検討の余地があると考える。